

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して⁽¹³⁾ —

坂 柳 明

1. はじめに一財務諸表の注記に示されている「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述に注目して

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、〈1〉：①：「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」（〔制度1-1〕(1)¹⁾）を参照すると、そこでは、監査人が、「無限定適正意見」を表明する場合に、監査報告書に「追記」しなければならない「重要な疑義に関する事項」が想定されていることがわかる²⁾。また、この「重要な疑義に関する事項」との関係で、②：企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報 ①」

1) 本稿では、紙幅の都合により、2009年の監査基準改訂前の監査制度に焦点を当てて議論を行う。

2) [制度1-1] (1)に見られる「当該重要な疑義」は、[制度1-1] (1)の内容を踏まえると、そこでの「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」（傍線筆者）に見られる「重要な疑義」を指している、と推察される。

〔制度1-1〕(2)を参照すると、そこでは、「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項」が、監査報告書で「情報として追記」される場合には、そのような事項は、「意見の表明と明確に区分」され、「監査人からの情報」として、「追記」されることがわかる。ここで、以上の①及び②で述べたことを踏まえると、〔制度1-1〕(1)に従って、「無限定適正意見」を表明する監査人が、「重要な疑義に関する事項」について、監査報告書に追記する場合には、その「重要な疑義に関する事項」は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記される、ということになる。

〔制度1-1〕—2002年改訂監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 1, 三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書(3) 追記情報 ①

(1): 「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)

(2): 「…財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する場合には、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものとした。」(傍線筆者)

他方、〈2〉:〔制度1-1〕(1)に見られるような、監査人が表明する「無限定適正意見」との関係で、日本公認会計士協会(2003)の17項〔制度1-2〕を参照すると、〔制度1-2〕に従う監査人は、「無限定適正意見」という監査意見の表明時点において、「継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか

どうか」について判断しなければならないことがわかる³⁾。本稿では、この「制度1-2」を踏まえた上で、議論の簡単化のために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、継続企業を前提として作成された財務諸表を監査した監査人が、監査意見の中の、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している状況を想定して、議論を進める。

[制度1-2] 日本公認会計士協会 (2003), 17項

「監査人は、監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」(傍線筆者)

3) 本文で示した「制度1-2」においては、監査人は、「監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」とされているが、日本公認会計士協会 (2002a) の17項 (☆1) では、次のように記されている。

「監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」(傍線筆者)

この☆1を、本文で示した「制度1-2」と対比すると、☆1においては、監査人が「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」時点が、「制度1-2」に見られるような、「監査意見の表明時点」であるかどうか、明確に示されていないことがわかる。本稿では、議論を明確にするために、監査人が監査意見を表明する時点において、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」状況を想定しているので、本稿では、上記の☆1ではなく、「制度1-2」に従う監査人を想定している。

まず、【1】：先の〈1〉で述べたように、[制度1-1] (1)に従って、「無限定適正意見」を表明する監査人が、「重要な疑義に関する事項」について、監査報告書に追記する場合には、その「重要な疑義に関する事項」は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されるが、仮に、その「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」に、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が含まれるとすれば、次のことが言える。それは、監査報告書において、[制度1-1] (1)に見られる「重要な疑義に関する事項」は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されるので、その「重要な疑義に関する事項」に含まれる※1も、形の上では、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されることになるが、そのような「重要な疑義に関する事項」に含まれる※1は、※1を見ればわかるように、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」(※2)と関係している、ということである。他方、【2】：先の〈2〉で述べたように、[制度1-2]に従う監査人は、「無限定適正意見」という監査意見の表明時点において、「継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか」について判断しなければならない、という意味では、(1)：上記の※2、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」と、(2)：[制度1-1] (1)で想定されている「無限定適正意見」は、関係していることがわかる。

ここで、前段落の【1】で述べた意味で、※2と関係している※1については、次の2つの問題が生じる。まず、1つ目は、①：「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報はあるか、あるとしたら、それはどのような情報か、という問題(※3)である。そして、

2つ目は、②：「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報があるとして、その情報は、研究上の議論において、監査報告書に示される余地があるのか、という問題(※4)である。本稿では、この2つの問題を考察する⁴⁾。

この2つの問題のうち、[1]：※3を考察することによって、これまで不問に付してきた、※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(傍線筆者)に見られる、「何らかの意味」が明らかになることが期待される。また、上記の2つの問題のうち、[2]：※4を考察することによって、※1が指している情報が、監査報告書に示される余地があることが論証された場合には、※2、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」がなされた上で、その監査人が表明している監査意見が「無限定適正意見」である旨、及び※1が指しているその情報が示されている監査報告書については、次のような理解が可能になる。それは、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見

4) 本文で示した※4を考察した結果、※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」が指している情報が、監査報告書に示される余地がないことが論証された場合には、※1が指しているその情報は、[制度1-1](1)において、監査報告書に「追記」しなければならない「重要な疑義に関する事項」になる余地もないことになる。ここで、本稿において、※1が指している情報は、[制度1-1](1)に見られる「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書において、「監査人からの情報」として「追記」される余地があるのか、という問題(☆2)ではなく、本文で示した※4を考察するのは、☆2は、日本の2009年の監査基準改訂前の監査制度を考慮して提示された問題であり、※4は、「日本の2009年の監査基準改訂前の監査制度及びそれ以外の監査制度」を考慮して提示された問題であることを踏まえて、「日本の2009年の監査基準改訂前の監査制度以外の監査制度」について、議論の都度問題を提示し、その問題を考察するよりも、考察結果を適用できる制度の範囲が広く及ぶ問題を考察する方が、筆者の議論の普遍性を、読者が十分に理解することができる、と判断したからである。

られる情報」(※1)が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係している」という理解(※5)である。

そして、監査報告書について、そのような理解が可能になれば、次のことが言える。それは、※1が指している情報が、[制度1-1](1)に見られる「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書において、「監査人からの情報」として「追記」される余地があることが論証された場合には、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報は、形の上では、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記されるが、上記の※5によって、※1が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係していることを踏まえると、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報を、「[無限定適正意見]という意見の表明と明確に区分される監査人からの情報」と理解する必要はない、ということである。このことは、※1が指している情報が、内容としては、「[無限定適正意見]という意見の表明と明確に区分されるとは言えない監査人からの情報」、と理解できることを意味する。

そうすると、(1): 監査人が、監査報告書において表明している「無限定適正意見」と、(2): 形の上では、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指している情報については、次のことが言える。それは、前段落で述べたように、※1が指している情報は、内容としては、「[無限定適正意見]という意見の表明と明確に区分されるとは言えない監査人からの情報」と理解できるので、「無限定適正意見」が表明されているその監査報告書において、「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報を、その情報と「無限定適正意見」という意見の表明が、形の上では明確に区分されることに固執して、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はない、ということである。

そうであれば、①: 監査人が「無限定適正意見」を表明している監査報告書

において、その監査人は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される形で、[制度1-1] (1)に見られる「重要な疑義に関する事項」を、「監査人からの情報」として、「無限定適正意見」に加えてよいのかという研究上の議論を行う必要がある、と考える研究者及び監査制度の設計を担う主体にとっては、前段落で述べた意味で、※1が指している情報を、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はないので、少なくとも、「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの※1が指している情報については、上記の議論は不要になる、という意味の利点があることになる。また、②：一般的には、監査人が「無限定適正意見」を表明している監査報告書において、その監査人は、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分される形で、継続企業の前提に関係する「何かの情報」を、監査報告書上の「情報提供」として、(例えば、「強調事項」を示す区分や「説明区分」の形で)、「無限定適正意見」に加えてよいのか、という研究上の議論を行う必要がある、と考える研究者及び監査制度の設計を担う主体にとっては、前段落で述べた意味で、※1が指している情報を、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって、「加えられた」と理解する必要はないので、少なくとも、監査報告書上の「情報提供」として示される※1が指している情報については、上記の議論は不要になる、という意味の利点があることになる。

ここで、前段落の①及び②で述べた意味の利点を、研究者及び監査制度の設計を担う主体が得るためには、まず、〈1〉：監査報告書について、先に示した※5、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報と、監査人が表明している「無限定適正意見」が関係している」という理解が可能であるか、という問題が、解決されなければならない。そして、〈2〉：この問題が解決されるためには、先に示した※3及び※4、即ち、[1]：「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作

成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報はあるか、あるとしたら、それはどのような情報か、という問題、及び[2]:「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報があるとして、その情報は、研究上の議論において、監査報告書に示される余地があるのか、という問題が、解決されなければならない。その意味で、上記の※3及び※4は、研究者及び監査制度の設計を担う主体が、前段落の①及び②で述べた意味の利点を得るために、解決されなければならない重要な問題であることがわかる。

この※3及び※4の考察に当たって、本稿の第2節では、詳細については参照頂きたいが、株式会社千年の杜(以下、「千年の杜」とする)の2005年個別財務諸表の注記に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)の記述に注目し、この※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であることを示す。その上で、「その会社の経営者が※7を財務諸表の注記に示すこと」は、第2節で示す「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、「財務諸表等規則」とする)(2002年10月18日改正)の第8条の14、及び日本公認会計士協会(2002b)の「6. 継続企業の前提に関する注記」の規定内容に反しているわけではないので、上記の※7は、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘する。

続く第3節では、詳細については参照頂きたいが、千年の杜の2005年個別財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)の記述に注目し、この※6の記述を一般的に記した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)(傍線筆者)の記述に

ついて、〈1〉：研究上の議論においては、財務諸表の注記に、第2節で示した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7が示されている場合には、監査人が、[制度1-2]で規定されているように、※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、※7は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※7は監査報告書に示される余地がないことを示す。また、第3節では、詳細については参照頂きたいが、〈2〉：※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報（傍線筆者）に見られる「何らかの意味」として、どのような意味を想定すればよいのかを示し、(1)：「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」（※7を参照）というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断していること、及び(2)：※7の記述には、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている」ことを踏まえた上で、※1が、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述を指していることを指摘する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が財務諸表の注記に示される余地はあるか

- (1) 財務諸表の注記に示されている「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述前節で提示した2つの問題、即ち、※3及び※4を考察するに当たって、まず、千年の杜の2005年個別財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を見てみよう（[事例2-1]）⁵⁾。この[事例2-1]には、「財務諸表は、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（前節で示した※6）（傍線筆者）が示されているが、この※6は、一般的には、「注文住宅事業」が「軌道」にのること、及び「経営計画」が「達成可能」であることのような、その会社の経営者が「継続企業を前提として財務諸表を作成すること」を可能にする「特定の事象」が、「将来に発生する」ことを想定した上で、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（前節で示した※7）（傍線筆者）、と記すことができる。

【事例2-1】 一千年の杜の2005年個別財務諸表の注記

「当社は、当事業年度中、3度にわたり約15億円のファイナンスを行った結果、資本金は3,474,010千円、資本準備金2,367,370千円となり、大幅な資本増強を図りました。しかしながら主力の注文住宅の受注低迷により、売上高は2,511,700千円と前事業年度4,691,264千円に比べ大幅に減少し、前事業年度875,603千円、当事業

5) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

年度1,349,391千円と連続して大幅な営業損失を計上いたしました。それに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度1,479,072千円、当事業年度1,508,280千円と連続して大幅なマイナスとなり、恒常的な資金不足に陥っております。さらに、余剰人員の削減等の事業改革、不採算事業の整理、現物出資による含み損の実現等を行った結果、当期純損失は3,774,852千円となり、当期未処理損失は5,728,376千円となりました。この結果、期末日現在の自己資本は108,380千円となり、今後の経営計画の達成状況及び追加資金調達状況によっては債務超過に陥る可能性もあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、大都市圏での受注増加を図るため、各拠点の統廃合を行い大阪本社と東京本社との2本社体制を採用し、無添加住宅を市場に本格投入すべく横浜と箕面に展示場を新設オープンしました。また、これまでのイメージを刷新すべく平成16年10月1日付で商号を「キーイングホーム株式会社」から「株式会社千年の杜」に変更いたしました。今後は無添加住宅事業で得られたノウハウを駆使し、さらに原材料を自社で調達することにより価格を低く抑えた、新たなブランド「パウビオホーム」を本格展開してまいります。さらに、この「パウビオホーム」を全国に普及すべく全国の工務店とパートナーシップ契約を結び、パウビオホームの原材料の供給を行っていくための新会社「BAU BIO INTERNATIONAL株式会社」を4月に立ち上げました。2年間に及ぶリストラもようやく終結し、当初200名以上いた社員と赤字拠点の整理統合を実施し、固定費を大幅に大幅に削減することができました。

次期以降につきましては、首都圏の営業の基幹拠点として平成16年に開設しました横浜支店もようやく軌道にのり、売上を順調に伸ばすことができると予想しております。

さらにリストラの効果も期待できますことから、黒字転換を目指す所存でございます。

財務諸表は、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

ここで、次の2つの問題が生じる。まず、1つ目は、(1)：前段落で述べたように、[事例2-1]には、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)が示されているが、研究上の議論においては、※6は、[事例2-1]に示

される余地があるのか、という問題（※8）である。また、2つ目は、(2)：※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題（※9）である。

この※8及び※9を考察するに当たって、まず、「財務諸表等規則」（2002年10月18日改正）の第8条の14（〔制度2-1〕⁶⁾、及び日本公認会計士協会（2002b）の「6. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度2-2〕）を見ると、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、〔1〕：〔制度2-1〕には、「会社が将来にわたって事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなければならない」事項が示されているが、その「注記しなければならない」事項として、〔制度2-1〕においては、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が、明確に示されているとは言えない、ということである。また、2つ目は、〔2〕：〔制度2-2〕には、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合」に、「財務諸表に注記」する事項が示されているが、その「財務諸表に注記」する事項として、〔制度2-2〕においては、「④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が示されている、ということである。

〔制度2-1〕一財務諸表等規則、第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

6) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2002年10月18日改正）の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」(傍線筆者)

〔制度2-2〕 一日本公認会計士協会 (2002b), 6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

次に、※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨を一般的に記述した※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(傍線筆者)については、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、(1): [制度2-1]には、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が、明確に示されているとは言えないので、結果として、[制度2-1]においては、「財務諸表が、…継続企業を前提として作成されている」という形の記述が見られる※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨は、「注

記しなければならない」事項として、明確に示されているとは言えない、ということである。また、2つ目は、(2)：[制度2-2]には、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）は示されているが、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨（※11）が、明確に示されているとは言えないので、結果として、[制度2-2]においては、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨は、「財務諸表に注記」する事項として、明確に示されているとは言えない、ということである。そうであれば、※7の記述については、次の2つの主張を行うことができる。

まず、1つ目は、①：[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-1]に従って、その会社の経営者が「注記しなければならない」記述ではない、という主張である。また、2つ目は、②：[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）は示されているが、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨（※11）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-2]に従って、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する記述ではない、という主張である。

- (2) 財務諸表の注記に「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨を示さなければならぬか

前段落の①及び②で示した主張は、[制度2-1]及び[制度2-2]を解釈することによって導かれた主張であるが、他方で、日本公認会計士協会(2002b)は、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」([制度2-3](1)~(3))を示しており、この[制度2-3](1)~(3)については、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、①:[制度2-3](1)~(2)においては、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)は示されているが、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨(※11)は示されていない、ということである。また、2つ目は、②:[制度2-3](3)においては、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、※10は示されているが、※11は示されていない、ということである。そうであれば、[制度2-3](1)~(3)には、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨(※11)が示されていないため、結果として、[制度2-3](1)~(3)においては、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されていない、ということになる。

[制度2-3] 一日本公認会計士協会(2002b)、参考文例

(1):「[連結財務諸表注記 文例1]

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目途に計画していますが、先

方からの回答期日は平成〇年〇月〇日になっております。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しており、平成〇年〇月〇日に実行される予定になっています。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(2):「[連結財務諸表注記 文例2]

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。この新たなフランチャイズ契約の締結では、広告宣伝関連費用が前期〇%増加し、また、売上高は前期比〇%の減少が見込まれますが、来期の営業損益に与える影響は〇〇百万円と予想されます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

(3):「[財務諸表注記 文例3]

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。」(傍線筆者)

そうすると、前段落で述べた意味で、[制度2-3] (1)~(3)においては、※7、

即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されていないことを踏まえると、「制度2-1」及び「制度2-2」に対しては、次の2つの問題が提起できる。まず、1つ目は、[1]:「制度2-3」(1)~(3)に、※7が示されるようにするために、「制度2-1」においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)ではなく、※7が示されなければならないのか、という問題(※12)である。また、2つ目は、[2]:「制度2-3」(1)~(3)に、※7が示されるようにするために、「制度2-2」においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という形の、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)ではなく、※7が示されなければならないのか、という問題(※13)である。

この※12及び※13を考察するに当たって、「制度2-3」(1)~(3)を見ると、そのそれぞれに示されている「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)の記述については、次の解釈が成立することがわかる。それは、※10の記述は、以下の企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み」(「制度2-4」)で示されているような、「財務諸表の作成に当たって継続企業の前提が成立しているかどうかを判断」したその会社の経営者が、カネボウ株式会社(以下、「カネボウ」とする)の2007年個別財務諸表の注記(「事例2-2」)に見られるところの、「長期貸付金等の重要な資産及び負債」に関して「清算を仮定した処分価額で評価する会計方針」から想定されるような、及び[2]:株式会社みらい建設グループ(以下、「みらい建設グループ」とする)の2008年個別財務諸表の注記(「事例2-3」)に見られるところの、「清算を前提として資産を売却可能価額で評価」することから想定されるような、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、その会社の経営者が、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の

利害関係者に伝えるための記述である、という解釈である。

〔制度2-4〕 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について (2) 監査上の判断の枠組み

「継続企業の前提に関わる監査基準のあり方としては、監査人の責任はあくまでも二重責任の原則に裏付けられたものとしている。経営者は、財務諸表の作成に当たって継続企業の前提が成立しているかどうかを判断し、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況について、適切な開示を行わなければならない。…」(傍線筆者)

〔事例2-2〕 一カネボウの2007年個別財務諸表の注記

「当社は、平成18年5月1日付で中核事業であるホームプロダクツ事業、薬品事業及び食品事業の営業譲渡並びに株式譲渡を行った後、その他事業の運営とその効率化及び撤収事業の清算などの業務を行ってまいりましたが、約1年を経てこれらの業務の目処がついた現状に鑑み、当社は平成19年4月26日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会に解散議案を上程することを決議いたしました。

当該状況により、当事業年度末日において継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

財務諸表は、長期貸付金等の重要な資産及び負債に関しては、清算を仮定した処分価額で評価する会計方針を採用しております。

尚、(重要な後発事象)に記載の通り、上記定時株主総会において、平成19年6月30日をもって当社を解散することを決議しております。」(傍線筆者)

〔事例2-3〕 一みらい建設グループの2008年個別財務諸表の注記

「当社は、平成19年9月27日に東京地方裁判所に民事再生手続き開始申立てを行い、平成19年10月2日に民事再生手続きの開始決定を受けております。また、当事業年度において重大な特別損失を計上し、10,589百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、平成20年3月26日に東京地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、同年5月14日に東

京地方裁判所により認可決定を受けております。再生計画は認可決定の確定した日に、①開始決定日以降の利息・損害金の全額並びに②元本及び開始決定日の前日までに発生した利息・損害金の合計額のうち免除率を乗じて算出した額の免除を受け、債権の回収金及び資産の売却代金等を弁済原資とし、再生計画認可決定が確定した日から5ヶ月以内に第一回弁済を行い、資産換価等が終了し、最終弁済ができる状態となったときに弁済額を弁済する内容となっております。また、当社は適宜の時期に解散し、その後は清算会社として清算業務に当たることとしております。

従いまして、財務諸表は継続企業を前提として作成されておらず、清算を前提として資産を売却可能価額で評価いたしております。」（傍線筆者）

他方、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述に注目すると、※7の記述においては、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）の記述が示されていることがわかる。そうであれば、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）（傍線筆者）の記述は、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「特定の事象が将来に発生する」という前提のもとで、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害関係者に伝えるための記述である、という解釈が成立することになる。このことを踏まえると、①：「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述（※14）が見られる〔制度2-3〕(1)~(2)、及び②：「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述（※15）が見られる〔制度2-3〕(3)においては、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が示される形の「参考文例」だけでなく、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）が示される形の「参考文例」が作られる余地があることはわかるが、〔制度2-3〕(1)~(3)については、次のことが言える。それは、〔制度2-3〕(1)~(3)には、※7は示されていないが、上記

の※14及び※15のような、[制度2-3] (1)~(3)に見られる「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)の記述は、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害関係者に伝えるための記述である、と解釈できるということである。そうであれば、[制度2-3] (1)~(3)においては、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害関係者に伝えるために、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が、示される余地があることになる。そうすると、①：先に示した※12、即ち、[制度2-3] (1)~(3)に、※7が示されるようにするために、[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)ではなく、※7が示されなければならないのか、という問題、及び②：先に示した※13、即ち、[制度2-3] (1)~(3)に、※7が示されるようにするために、[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という形の、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)ではなく、※7が示されなければならないのか、という問題については、次のことが言える。

それは、前段落で述べた意味で、[制度2-3] (1)~(3)においては、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が、示される余地があるので、[1]：[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)ではなく、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されなければならない、という主張は成立しない、ということであり、また、[2]：[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表は継続企業を前提として作成され

ており」という形の、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）ではなく、※7が示されなければならない、という主張は成立しない、ということである。そして、以上の〔1〕及び〔2〕で述べたことを踏まえると、〔3〕：〔制度2-3〕(1)及び(2)においては、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されて」いる旨ではなく、※7が示されなければならない、という主張は成立しないことがわかり、また、〔制度2-3〕(3)においては、「財務諸表は継続企業を前提として作成されて」いる旨ではなく、※7が示されなければならない、という主張は成立しないことがわかる。そうすると、以上の〔1〕～〔3〕で述べたことより、財務諸表の注記においては、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）ではなく、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）が示されなければならない、とは言えないことがわかる。

(3) 「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が財務諸表の注記に示される余地

他方、前段落で述べた意味で、〔制度2-1〕及び〔制度2-2〕においては、※7が示されなければならない、という主張は成立しないことを踏まえると、〔制度2-1〕及び〔制度2-2〕については、次のことが言える。それは、〈1〉：
①：〔制度2-1〕においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点については、明確に示されているとは言えないが、「※7のみが示されているわけではない」という意味で、〔制度2-1〕は合理的であり、②：〔制度2-2〕においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という形で、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害関係者に伝えるための、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が示されている、と解釈できるという意味で、及び

「※7のみが示されているわけではない」という意味で、[制度2-2]は合理的である、ということである。

また、本節の(2)で述べたこと、及び2つ前の段落で述べた意味で、[制度2-3] (1)~(3)においては、※7が示されなければならない、という主張は成立しないことを踏まえると、[制度2-3] (1)~(3)については、次のことが言える。それは、〈2〉:[1]:「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述(※14)が見られる[制度2-3] (1)~(2)においては、また、[2]:「財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述(※15)が見られる[制度2-3] (3)においては、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が示される形の「参考文例」だけでなく、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)が示される形の「参考文例」が作られる余地はあるが、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害関係者に伝えるための、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が示されている、と解釈できるという意味で、及び「※7のみが示されているわけではない」という意味で、[制度2-3] (1)~(3)は合理的である、ということである。

一方、本節の(1)では、①:[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)の記述は、[制度2-1]に従って、その会社の経営者が「注記しなければならない」記述ではない、という主張(※16)を示し、また、②:[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)は示されているが、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提と

している」旨（※11）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-2]に従って、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する記述ではない、という主張（※17）を示したが、本節の(1)において、[制度2-1]及び[制度2-2]を与件とした上で導いたところの、上記の※16及び※17については、次のことが言える。それは、本節の(2)で述べた意味で、[1]:[制度2-1]及び[制度2-2]においては、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されなければならない、という主張は成立しないことを踏まえると、また、[2]:[制度2-3](1)~(3)においては、※7が示されなければならない、という主張は成立しないことを踏まえると、2つ前の段落の〈1〉で述べた意味で、[制度2-1]及び[制度2-2]は合理的であり、前段落の〈2〉で述べた意味で、[制度2-3](1)~(3)は合理的であることがわかるが、上で示した※16及び※17は、2つ前の段落の〈1〉で述べた意味で、[制度2-1]及び[制度2-2]が合理的であることが指摘される前と比べて、また、前段落の〈2〉で述べた意味で、[制度2-3](1)~(3)が合理的であることが指摘される前と比べて、より説得力がある主張として、読者が受け入れやすいものになる、ということである。

他方、〈1〉:※16、即ち、[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-1]に従って、その会社の経営者が「注記しなければならない」記述ではない、という主張からは、次のことがわかる。それは、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、※10が明確に示されているとは言えない[制度2-1]においては、※7は、その会社の経営者が「注記しなければならない」

事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である、ということである。

また、〈2〉：※17、即ち、[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）は示されているが、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨（※11）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-2]に従って、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する記述ではない、という主張からは、次のことがわかる。それは、「財務諸表に注記」する事項として、※10は示されているが、※11が明確に示されているとは言えない[制度2-2]においては、※7は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である、ということである。

ここで、以上の〈1〉及び〈2〉で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、「その会社の経営者が※7を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反しているわけではない、ということである。

そうであれば、[事例2-1]に見られる「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている」旨（※6）について、※9、即ち、※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題に対しては、次のことが言える。それは、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7について、前段落で述べたように、「その会社の経営者が※7を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反しているわけではないので、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続

企業を前提として作成されている」旨は、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。

また、上記の※6について、※8、即ち、研究上の議論においては、※6は、[事例2-1]に示される余地があるのか、という問題に対しては、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、(1):先に述べたように、※7は、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であるため、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨を、1つの具体的な形で記述した※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨も、「千年の杜の経営者が任意で[事例2-1]に示す事項」になる、ということである。また、2つ目は、(2):2つ前の段落で述べたように、「その会社の経営者が※7を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反しているわけではないことを踏まえると、上の(1)で述べたような、「千年の杜の経営者が任意で[事例2-1]に示す事項」になるところの、上記の※6について、「千年の杜の経営者が※6を[事例2-1]に示すこと」も、[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反していることにはならないので、※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨は、千年の杜の経営者の任意で、[事例2-1]に示される余地がある、ということである。

以上の2つ前の段落、及び前段落で述べたことを踏まえて、次節以降では、次の2つの前提を置いて議論を進める。まず、1つ目は、①:財務諸表の注記に、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が示されている、という前提である。そして、2つ目は、②:上の①で示した前提を踏まえて、財務諸表の注記に、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7が示されている場合に、監査人は、[制度1-2]で規定されているように、※7の記述の内容が

「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している、という前提である。

3. 「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が監査報告書に示される余地（その旨が財務諸表の注記に示されている場合）

次に、千年の杜の2005年個別財務諸表についての監査報告書を見てみよう（[事例3-1]）。この[事例3-1]上の「追記情報」には、「継続企業の前提に関する注記に記載のとおり」という記述に見られるように、千年の杜の2005年個別財務諸表の注記（[事例2-1]）が参照された上で、「財務諸表は注文住宅事業が軌道に乗り、経営計画が達成可能という前提のもと継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている旨（※6）（傍線筆者）が示されているが、この※6は、一般的には、「注文住宅事業」が「軌道」にのること、及び「経営計画」が「達成可能」であることのような、その会社の経営者が「継続企業を前提として財務諸表を作成すること」を可能にする「特定の事象」が、「将来に発生する」ことを想定した上で、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）（傍線筆者）、と記すことができる。

[事例3-1] 一千年の杜の2005年監査報告書

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千年の杜の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、売上高は2,511,700千円と前事業年度4,691,264千円に比べ大幅に減少し、前事業年度875,603千円、当事業年度1,349,391千円と連続して大幅な営業損失を計上した。それに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度1,479,072千円、当事業年度1,508,280千円と連続して大幅なマイナスとなり、恒常的な資金不足に陥っている。さらに、余剰人員の削減等の事業改革、不採算事業の整理、現物出資による含み損の実現等を行った結果、当期純損失は3,774,852千円となり、当期末処理損失は5,728,376千円となった。この結果、期末日現在の自己資本は108,380千円となり、今後の経営計画の達成状況及び追加資金調達状況によっては債務超過に陥る可能性もあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、財務諸表は注文住宅事業が軌道に乗り、経営計画が達成可能という前提のもと継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。」(傍線筆者)

ここで、次の2つの問題が生じる。まず、1つ目は、(1)：前段落で述べた意味で、[事例3-1]上の「追記情報」には、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)が示されているが、研究上の議論においては、※6は、[事例3-1]に示される余地があるのか、という問題(※18)である。また、2つ目は、(2)：※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題(※19)である。

この※18及び※19を考察するに当たって、まず、〈1〉：前節の(1)で示した[事例2-1]を見ると、次のことがわかる。それは、[事例2-1]においては、※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(傍線筆者)が示されているが、千年の杜の経営者は、この※6において想定されているところの、(1)：「注文住宅事業」が「軌道」にのり、という前提、及び(2)：「経営計

画」が「達成可能」である、という前提のもとで、継続企業を前提として財務諸表を作成している、ということである。

このことを踏まえると、次のような説明ができる。それは、※6が示されている〔事例2-1〕を含めた千年の杜の2005年個別財務諸表を監査した結果、〔事例3-1〕に見られるような「無限定適正意見」を表明するに当たって、「千年の杜の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は、千年の杜の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、①：「注文住宅事業」が「軌道」にのり、という同経営者の評価、及び②：「経営計画」が「達成可能」である、という同経営者の評価が適切である、と判断した上で、「千年の杜の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している、という説明である。

他方、〈2〉：前節の(3)で述べた意味で、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（傍線筆者）は、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地があるので、ここでの議論においては、前節の(3)の最後の段落の①で示した前提と整合するように、「その会社の財務諸表の注記に※7が示されている」状況を想定することができるが、その状況については、次のことが言える。それは、その会社の経営者は、この※7において想定されているところの、「特定の事象が将来に発生する」という前提のもとで、継続企業を前提として財務諸表を作成している、ということである。

このことと、2つ前の段落で述べたことを踏まえると、一般的には、次のような説明ができる。それは、※7が示されている注記を含めた財務諸表を監査した結果、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は⁷⁾、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成している

7) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「※7が示

この前提となる、「特定の事象が将来に発生する」(※7を参照)というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している、という説明である。

ここで、前段落で示した監査人、即ち、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人を想定し、また、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み」([制度3-1]), 及び第1節で示した[制度1-1](1)を踏まえて、2つ前の段落で述べたような、「その会社の財務諸表の注記に※7が示されている」状況を想定する場合に、その状況において、次の考えが成立するかどうか、議論になり得る。それは、【1】:①:[制度3-1]に見られる「重要な疑義に関する開示」⁸⁾について「追記」される「情報」になる「疑義に関わる事項」に、「財務諸表において適切に開示されて」いる※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨を含めることができることを理由に、及び②:

されている注記を含めた財務諸表を監査した結果、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は」(☆3)と記す必要がある場合でも、この☆3から「※7が示されている注記を含めた財務諸表を監査した結果、」を省くことにする。

- 8) [制度3-1]の内容を踏まえると、[制度3-1]の中の「当該重要な疑義に関する開示」(傍線筆者)に見られる「当該重要な疑義」は、[制度3-1]に見られる「監査人」が、[制度3-1]で示されているような、(1):「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無」、及び(2):「合理的な期間(少なくとも決算日から1年間)について経営者が行った評価」、そして、(3):「当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画」について検討した結果、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる「重要な疑義」を指している、と推察される。

第1節で示した〔制度1-1〕(1)において、監査報告書に「追記」しなければならない「重要な疑義に関する事項」になる「重要な疑義に関わる事項」に、「財務諸表に適切に記載されて」いる※7を含めることができることを理由に、そして、③：上で示したような、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人、及び「その会社の財務諸表の注記に※7が示されている」状況を想定すると、その会社の財務諸表の注記に示されている※7の記述には、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」(※2)と、※7の記述が関係していることを理由に、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨は、監査報告書に「追記」される余地がある、という考え(※20)である。

〔制度3-1〕 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間(少なくとも決算日から1年間)について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。

その結果、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要

な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば（他に除外すべき事項がない場合には）無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。なお、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書において、財務諸表が継続企業の前提に基づき作成されていることや当該重要な疑義の影響が財務諸表に反映されていないことなどを含め、当該重要な疑義に関する開示について情報を追記することになる。…」(傍線筆者)

しかし、【2】：その会社の財務諸表の注記に示されている※7の記述、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(傍線筆者)の記述には、前段落の【1】で示した考え(※20)の中の③で述べたように、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されているが、そのような※7の記述については、次のことが言える。それは、研究上の議論においては、前節の(3)の最後の段落の②で示した前提と整合するように、財務諸表の注記に、前節の(3)で示した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7が示されている場合には、監査人が、[制度1-2]で規定されているように、※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、※7は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※7は監査報告書に示される余地がない、ということである⁹⁾。そして、監査報告書に示される余地がない※7は、監査

9) 前節の(3)で述べた意味で、[制度2-2]及び[制度2-3](1)~(3)においては、その会社の経営者が、「財務諸表が清算を前提として作成されていること」ではなく、「財務諸表が継続企業を前提として作成されていること」を、その会社の利害

人によって監査報告書に「追記」される余地もないことになるので、前段落の【1】で示した※20は成立しない、ということになる¹⁰⁾。

そうすると、〈1〉：本節の最初の段落で述べた意味で、[事例3-1]上の「追記情報」には、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※6)が示されているが、この※6について、先に示した※19、即ち、※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題については、その会社の経営者によって、財務諸表の注記に示されている※7は、前段落で述べた意味で、監査報告書に示される余地がない、ということになる。そうであれば、①：※7の記述は、本節で示した[制度3-1]に見られる「重要な疑義に関する開示」について「追記」される「情報」にはならず、また、②：※7は、第1節で示した[制度1-1](1)において、監査報告書に「追記」しなければならない「重要な疑義

関係者に伝えるための、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が示されている、と解釈できるという意味で、及び「※7のみが示されているわけではない」という意味で、[制度2-2]及び[制度2-3](1)~(3)は合理的であることを根拠に、その会社の経営者によって、財務諸表の注記に、①：※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨ではなく、②：「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※10)が示されている場合には、研究上の議論においては、監査人が、[制度1-2]で規定されているように、※10の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※10の記述の内容が適切であると判断している状況においては、※10は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※10は監査報告書に示される余地がない、ということになる。

10) ※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨が、監査報告書に示される余地がないことを論証するだけであれば、本文において、※20を示す必要はない。しかし、※7が、監査報告書に示される余地があることが論証された後に、さらに※7が、監査報告書に「追記」される余地があることを論証しようとする場合に、※7が監査報告書に「追記」される余地があることを論証するために用いられる考えと対比される考えを、予め示しておく方が、筆者の今後の議論を、読者が十分に理解することができる、と判断したため、本稿では※20を示した。

に関する事項」にもならないことがわかる。また、〈2〉：先に示した※18、即ち、研究上の議論においては、※6は、[事例3-1]に示される余地があるのか、という問題については、その会社の経営者によって、財務諸表の注記に示されている※7は、前段落で述べた意味で、監査報告書に示される余地がないことを踏まえると、※7を1つの具体的な形で記述した※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨は、[事例3-1]には示されているが、研究上の議論においては、[事例3-1]に示される余地はない、ということになる。

一方、先に示した考え（※20）の中の③においては、「その会社の財務諸表の注記に示されている※7の記述には、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」（※2）と、※7の記述が関係している」という記述（※21）を示した。この※21に見られる※2と、第1節で示した※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」の関係について言えば、※1は、※1を見ればわかるように、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」（※2）と関係していることがわかる。

他方、上記の※21には、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」という

その会社の経営者の評価が示されている、という意味」(※22)が示されている。そうすると、※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(傍線筆者)に見られる「何らかの意味」として、上記の※22を想定すれば、※1は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」(※23) (傍線筆者)、と記述できることになる。この※23は、その中に「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断」(※2)が含まれており、※2と関係している情報であることがわかる。

ここで、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7) (傍線筆者)の記述については、(1):先に示した考え(※20)を導く前に示した一般的な説明から想定されるような、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」(※7を参照)というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断していること、及び(2):※7の記述には、上記の※23に見られるような、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている」ことを踏まえると、次のことがわかる。それは、前段落で述べたような、※23、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成する

ことは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」と記述できる※1は、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている旨（※6）の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述を指している、ということである。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の2つの問題を考察した。それは、(1):「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」（※1）が指している情報はあるか、あるとしたら、それはどのような情報か、という問題（※3）と、(2):「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」（※1）が指している情報があるとして、その情報は、研究上の議論において、監査報告書に示される余地があるのか、という問題（※4）である。

この2つの問題を考察するに当たって、まず、第2節では、[事例2-1]に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されている」旨（※6）の記述に注目し、この※6の記述を一般的に記した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述について、次の2つの主張を行うことができることを示した。

まず、1つ目は、①：[制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-1]に従って、その会社の経営者が「注記しなければならない」記述ではない、という主張である。また、2つ目は、②：[制度2-2]においては、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※10）は示されているが、「財務諸表に注記」する事項として、「財務諸表の作成が、特定の事象が将来に発生することを前提としている」旨（※11）が、明確に示されているとは言えないので、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、[制度2-2]に従って、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する記述ではない、という主張である。他方、第2節では、上記の①で示した主張からは、「注記しなければならない」事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、※10が明確に示されているとは言えない [制度2-1] においては、※7は、その会社の経営者が「注記しなければならない」事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であることがわかることを示し、上記の②で示した主張からは、「財務諸表に注記」する事項として、※10は示されているが、※11が明確に示されているとは言えない [制度2-2] においては、※7は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であることがわかることを示した。そして、第2節では、「その会社の経営者が※7を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-1] 及び [制度2-2] の規定内容に反しているわけではないことを指摘した。

その上で、第2節では、[事例2-1]に見られる「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提とし

て作成されて」いる旨（※6）について、※9、即ち、※6を一般的に記述した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）は、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題に対して、次のことを指摘した。それは、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7は、前段落で述べたように、[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反しているわけではないので、※7、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨は、その会社の経営者の任意で、財務諸表の注記に示される余地がある、ということである。

続く第3節では、第3節の最初の段落で述べた意味で、[事例3-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）の記述に注目し、この※6の記述を一般的に記した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述について、〈1〉：研究上の議論においては、財務諸表の注記に、第2節で示した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7が示されている場合には、監査人が、[制度1-2]で規定されているように、※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、※7は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※7は監査報告書に示される余地がないことを示した。また、第3節では、〈2〉：(1)：第1節で示した※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」（傍線筆者）に見られる「何らかの意味」として、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者

の評価が示されている、という意味」(※22)を想定すれば、※1は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」(※23)、と記述できることを指摘した。その上で、第3節では、(2):①:「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人は、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」(※7を参照)というその会社の経営者による評価が適切である、と判断した上で、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断していること、及び②:※7の記述には、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている」ことを踏まえた上で、上で述べたような、※23と記述できる※1は、※6、即ち、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※7)の記述を指していることを指摘した。

ここで、先に提示した2つの問題、即ち、[1]:「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指している情報はあるか、あるとしたら、それはどのような情報か、という問題(※3)と、[2]:「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)が指して

いる情報があるとして、その情報は、研究上の議論において、監査報告書に示される余地があるのか、という問題（※4）のうち、上記の※3については、次のことが言える。それは、前段落の〈2〉で述べたような、第3節で示したところの、(1): ※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」は、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している監査人によって、適切であると判断されているところの、その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「特定の事象が将来に発生する」というその会社の経営者の評価が示されている、という意味の関係が見られる情報」（※23）、と記述できること、及び(2): ※23と記述できる※1は、「財務諸表が、注文住宅事業が軌道にのり、経営計画が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※6）の記述を一般的に記した、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述を指していることを踏まえると、本稿においては、※23と記述できる※1は、※6の記述を一般的に記した※7の記述の形で「ある」ということである。このことが、本稿の1つ目の結論である。

また、前段落で示した2つの問題のうち、※4については、次のことが言える。それは、※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」について、前段落で述べたところの、本稿の1つ目の結論で示されているように、※23と記述できる※1は、※6の記述を一般的に記した※7の記述の形で「ある」ので、※1が指している、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述については、2つ前の段落の〈1〉で示した議論より、財務諸表の注記に、第2節で示した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注

記に示す事項」である※7が示されている場合には、監査人が、[制度1-2]で規定されているように、※7の記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、※7の記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、※7は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、※7は監査報告書に示される余地がない、ということである。このことが、本稿の2つ目の結論である。

ここで、この本稿の2つ目の結論は、財務諸表の注記に、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※7が示されている場合に導かれた結論であるが、※7が、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であるならば、第2節で示した[制度2-1]及び[制度2-2]の規定内容に反しないような、「その会社の経営者によって、財務諸表の注記に※7が示されていない状況」を想定することができる。そうすると、次の問題が生じる。

それは、「[その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である]との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」(※1)について、研究上の議論において、財務諸表の注記に示すことになる、継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度はあるが、その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示すところの、※1が指している情報があるとして、その情報が財務諸表の注記に「示されていない」場合に、その情報は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題(※24)である。この問題が解決され、さらに、その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示すところの、※1が指している情報があるとして、その情報が、第1節に示した[制度1-1](1)に見られる「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書において、「監査人からの情報」として「追記」される余地があることが論証された場合には、第1節で示した議論に従うと、※1が指しているその情報は、内容としては、「無限定適正意見」という意見の表明と明確に区分されるとは言えない監査人からの情報」と理解できるので、「無限定適正意見」が表明されているその監査報告書において、「監査人からの情報」として

追記される、「重要な疑義に関する事項」になるところの、※1が指しているその情報を、その情報と「無限定適正意見」という意見の表明が、形の上では明確に区分されることに固執して、その監査報告書において監査人が表明している「無限定適正意見」に、その監査人によって「加えられた」と理解する必要はない、ということになる。第1節では、そのことによって、研究者及び監査制度の設計を担う主体が得ることができる利点を示したが、本稿では、そのような利点を研究者及び監査制度の設計を担う主体が得ることを考慮し、上記の問題（※24）を提示する上で、留意する必要があるところの、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」という、※7の特徴を示した。そのような※7の特徴を示したことが、本稿の1つ目の貢献である。

他方、前段落で示した※24、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報（※1）について、研究上の議論において、財務諸表の注記に示すことになる、継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度はあるが、その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示すところの、※1が指している情報があるとして、その情報が財務諸表の注記に「示されていない」場合に、その情報は、監査報告書に示される余地があるのか、という問題を、今後考察した結果、本稿で示した「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※7）の記述は、監査報告書に示される余地があるところの、※1が指している情報の候補になる可能性がある。そのような※7の記述を示したことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、2つ前の段落で提示した※24を考察することができなかった。また、そのことによって、※1、即ち、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断と、何らかの意味の関係が見られる情報」が指している情報が、監査報告書に示される余地があることが論証された場合に、その※1が指している情報

が、第1節に示した〔制度1-1〕(1)に見られる「重要な疑義に関する事項」になり、監査報告書において、「監査人からの情報」として「追記」される余地があるのか、という問題も、考察することができなかった。よって、以上の問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

企業会計審議会（2002），企業会計審議会，「監査基準の改訂に関する意見書」，2002年1月25日。

日本公認会計士協会（2002a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2002年7月29日。

日本公認会計士協会（2002b），日本公認会計士協会，監査委員会報告第74号，「継続企業の前提に関する開示について」，2002年11月6日。

日本公認会計士協会（2003），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2003年1月16日改正。